

一関地区広域行政組合職員の休職の事由に関する条例

平成18年4月1日

一関地区広域行政組合条例第9号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第27条第2項の規定に基づき、休職の事由に関し必要な事項を定めるものとする。

(休職の事由)

第2条 職員の休職の事由に関しては、一関市職員の休職の事由に関する条例（平成17年一関市条例第25号）の規定の例による。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、解散前の東磐環境組合職員の休職の事由に関する条例（昭和47年東磐環境組合条例第9号）、東磐広域行政事務組合職員の休職の事由に関する条例（平成12年東磐広域行政事務組合条例第12号）、一関地方衛生組合職員の休職の事由に関する条例（昭和55年一関地方衛生組合条例第5号）又は一関地方広域連合職員の休職の事由に関する条例（平成11年一関地方広域連合条例第12号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。